

今月の税務トピックス (5G投資促進税制の創設)

税理士 宮森俊樹

(税理士法人右山事務所 所長)



はじめに

超高速・大容量通信を実現させる5G情報通信インフラを早期に広く国民に普及させるため、全国基地局の前倒し整備等を促進するため、地域の企業等様々な主体が、自ら5Gシステムを構築可能とするローカル5Gの整備を支援することが極めて重要とされています。

そこで、令和2年度税制改正では、5G設備の導入を促す観点から、主務大臣の認定に基づく5G設備に係る投資について、特別償却又は税額控除制度(いわゆる5G投資促進税制)が創設されました。

本稿は、5G投資促進税制の制度の概要とその留意点について解説します。

I 制度の概要

1 適用要件

青色申告書を提出する法人で一定のシステム導入を行う特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律に規定する認定事業者であるものが、同法の施行の日から令和4年3月31日までの間に、その法人の認定導入計画に記載された機械その他の減価償却資産(認定導入計画に従って実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供されるものであることその他の要件を満たす一定のものに限ります。)の取得等をして、その法人の国内にある事業の用に供した場合には、その取得価額の30%相当額の特別償却とその取得価額の15%相当額の特別税額控除との選択適用ができることとされます。

ただし、特別税額控除については、当期の法人税額の20%相当額が限度とされます(新措法42の12の5の2)。

なお、所得税についても同様とされます(新措法10の15の6の2)。

2 一定のシステム導入の定義

事業者全国・ローカル5G事業者が提出する①安全性・信頼性、②供給安全性、③オープン性(国際規格等)の基準を満たす認定導入計画に従って実施される特定高度情報通信等システムの導入で、その早期の普及を促すものであってその供給の安定性の確保に特に資するものとして基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたものとされます。

3 特定高度情報通信用認定等設備の定義

5G設備は、①超高速・大容量、②超低遅

延、③多数同時接続という特徴を有し、幅広い産業においてその活用可能性が広がることが期待されるものとされます。

II 固定資産税の課税標準の特例措置の創設

主務大臣の確認を受けたローカル5G無線局(取得価額の合計額が3億円以下のものに限ります。)に係る固定資産税について、課税標準が最初の3年間価格の2分の1とされます(令和2年度改正地方法附則15)。

III 適用関係

前述したIの改正は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行の日から適用されます(令和2年度改正法附則1九。)

また、前述したIIの改正は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行の日から令和4年3月31日までの間に同法に規定する認定導入計画に基づき新たに取得したその免許に係る無線通信の業務の用に供される一定の償却資産について適用されます(令和2年度改正地方法附則15)。

おわりに

5Gシステムは、Society5.0の実現に不可欠な社会基盤であり、安全・信頼性、供給安定性、オープン性(国際規格等)が保証されたものとされます。

Society5.0では、膨大なビッグデータを人間の能力を超えた人工知能(AI)が解析し、その結果がロボットなどを通して人間にフィードバックされることで、これまでには出来なかった、①8K動画配信等の超高速・大容量の実現(データ量100倍:2時間映画を3秒でダウンロード)、②遠隔医療(手術)・自動車運転の実現(10分の1の遅延:0.001秒でデータの伝達)、③スマート工場・スマート建設の多数同時接続の実現(100倍の機器に同時接続:一スペースで100台以上接続)、④人手不足の地方こそ5G(ローカル5G)に期待(農家が農業を高度化する自動農場管理、建設現場で導入する建機遠隔制御及び小売店で導入する商品管理・電子決済)等の実現が可能となります。

「今月の税務トピックス」の無断転載・複製を固く禁じます。